

# セキュリティ教育に関する標準

0.92a 版

## ----- 取扱注意事項 -----

特定非営利活動法人日本ネットワーク・セキュリティ協会（JNSA）のセキュリティポリシーワーキンググループにて作成した「情報セキュリティポリシーサンプル」（以下、ポリシーサンプル）をご参照、ご利用される場合、以下の事項に従ってください。

### 1. 公開の目的

- 1-1. セキュリティポリシーを作成する際の参考
- 1-2. 既存のセキュリティポリシーとの比較によるレベル向上
- 1-3. 既存のセキュリティレベルの大きな把握

### 2. ご利用にあたっての注意事項

- 2-1. ポリシーサンプルの著作権は、NPO 日本ネットワークセキュリティ協会（JNSA）に属します。
- 2-2. ポリシーサンプルへのリンクは、JNSA 事務局（sec@jnsa.org）への一報をもってフリーです。ただしリンクには必ず JNSA サイトのトップページ(<http://www.jnsa.org/>)を指定してください
- 2-3. ポリシーサンプルの全文もしくは一部を引用する場合には、必ず引用元として「JNSA セキュリティポリシーWG 作成ポリシーサンプル」を明記して下さい。営利目的、非営利目的の区別はありません。

ポリシーサンプルの全部あるいは一部をそのまま、ご使用いただく場合：

【出典】「情報セキュリティポリシーサンプル(0.92a 版)」

NPO 日本ネットワークセキュリティ協会(JNSA) <http://www.jnsa.org/>

ポリシーサンプルを一部加工して、ご使用いただく場合：

【参考文献】「情報セキュリティポリシーサンプル(0.92a 版)」

NPO 日本ネットワークセキュリティ協会(JNSA) <http://www.jnsa.org/>

- 2-4. ポリシーサンプルを利用したことによって生ずるいかなる損害に関しても JNSA は一切責任を負わないものとします。
- 2-5. 本ポリシーサンプルを報道、記事など、メディアで用いられる場合には、JNSA 事務局にご一報ください。

### 3. ご意見等連絡先

ポリシーサンプルに関するご意見・ご感想・ご質問等がありましたら、JNSA 事務局まで E-Mail にてご連絡ください。ただし勧誘、商品広告、宗教関連、チェーンメールの E-Mail はお断りします。

また、E-Mail にファイルを添付する場合は、添付するファイルをアンチウイルスソフトウェア等で予め検査を行ってください。

URL : <http://www.jnsa.org> E-Mail : [sec@jnsa.org](mailto:sec@jnsa.org)

セキュリティ教育に関する標準.....	1
1 趣旨.....	1
2 対象者.....	1
3 対象システム.....	1
4 遵守事項.....	1
4.1 教育の計画立案.....	1
4.2 教育の実施.....	2
4.3 訓練の実施.....	2
4.4 教育、訓練資料.....	3
4.5 教育実施記録.....	3
4.6 教育運用実施報告、確認.....	3
5 除外事項.....	3
6 罰則事項.....	4
7 公開事項.....	4
8 改訂.....	4

# セキュリティ教育に関する標準

## 1 趣旨

本標準では、セキュリティ教育、訓練に関わる事項を規定する。

## 2 対象者

教育、訓練の対象者は、当社のコンピュータに携わっているすべての人、またはそれを運用、管理し、業務に携わっているすべての人を対象とする。

(例)

教育対象者、経営者、システム管理者、オペレータ、利用者、第三者利用者、訓練対象者、システム管理者、オペレータ

## 3 対象システム

本標準はセキュリティ教育に関するものであり、情報システムや情報機器を対象としない。

## 4 遵守事項

### 4.1 教育の計画立案

教育部門ならびに、各部署のセキュリティ責任担当者は、対象者およびタイミング、もしくはその内容について、各教育を計画し、立案しなければならない。

#### 一般説明会

教育部門は、年に1回、コンピュータに携わるすべての人に対して、セキュリティに関する説明会を実施しなければならない。

#### 再教育

教育部門は、セキュリティ違反者に対して、セキュリティの再教育を実施し、違反の再発防止に努めなければならない。

#### 新入社員、中間採用者への教育

教育部門は、新入社員、中間採用者に対して、入社時にセキュリティ教育を実施

しなければならない。

#### 社内異動者への教育

各部署のセキュリティ責任担当者は、社内異動者に対して、異動時に、その部署の情報セキュリティに関して教育を実施しなければならない。

#### 契約社員および協力会社への教育

各部署のセキュリティ責任担当者は、契約社員および協力会社に対して、部署の情報セキュリティに関して、許可された権限と責務に応じた教育を実施しなければならない。

### 4.2 教育の実施

教育部門ならびに、各部署のセキュリティ責任担当者は、コンピュータに携わるすべての人に対し、以下の教育内容について、教育資料を使用し、セキュリティの教育を実施しなければならない。

#### 教育内容

- ・ 情報セキュリティの問題のもつ意味を理解
- ・ 組織や個人の情報セキュリティの重要性
- ・ セキュリティ対策
- ・ 情報セキュリティ計画
- ・ データ所有者の責任
- ・ モラル教育
- ・ 禁止行為に関する教育他
- ・ 啓発

### 4.3 訓練の実施

教育部門ならびに、各部署のセキュリティ責任担当者は、セキュリティに責任をもつ対象者に対し、定期的に、以下の訓練内容について、訓練資料を使用し、セキュリティの訓練を実施しなければならない。

#### 訓練内容

- ・ リスク分析
- ・ セキュリティ対策についての導入、管理、運用、利用等
- ・ セキュリティ問題の検出、検知、報告、復旧等

#### 4.4 教育、訓練資料

教育、訓練資料は、適切な教育、訓練を行うため、定期的な見直しを行う。

教育、訓練資料には、以下のものがある。

- ・一般説明会教育資料
- ・再教育資料
- ・新入社員教育資料
- ・中間採用者教育資料
- ・社内異動者教育資料
- ・協力会社および契約社員教育資料
- ・セキュリティ対策訓練資料
- ・セキュリティ問題訓練資料

#### 4.5 教育実施記録

教育部門は、教育、訓練の実施状況に関して以下の記録を行わなければならない。

記録項目

- ・教育の実施日
- ・教育実施者（部署）
- ・教育の受講者
- ・教育の内容

#### 4.6 教育運用実施報告、確認

教育部門は、情報セキュリティ委員会に教育、訓練の実施状況を報告しなければならない。

情報セキュリティ委員会は、セキュリティの教育、訓練が適切に行われているかを把握するため、教育部門から提出されるセキュリティ実施報告書を確認しなければならない。実施されていない場合、教育部門に対して、適切な指導を行わなければならない。

### 5 除外事項

業務都合等により本標準の遵守事項を守れない状況が発生した場合は、情報セキュリティ委員会に報告し、例外の適用承認を受けなければならない。

## 6 罰則事項

本標準の遵守事項に違反した者は、その違反内容によっては罰則を課せられる場合がある。罰則の適用については『罰則に関する標準』に従う。

## 7 公開事項

本標準は対象者にのみ公開するものとする。

## 8 改訂

・本標準は、平成××年××月××日に情報セキュリティ委員会によって承認され、平成××年××月××日より施行する。

・本標準の変更を求める者は、情報セキュリティ委員会に申請しなければならない。情報セキュリティ委員会は申請内容を審議し、変更が必要であると認められた場合には速やかに変更し、その変更内容をすべての対象者に通知しなければならない。

・本標準は、定期的（年1回）に内容の適切性を審議し、変更が必要であると認められた場合には速やかに変更し、その変更内容をすべての対象者に通知しなければならない。

用語集